

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目2番21号

株式会社 駒井ハルテック

代表取締役社長 田 中 進

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時40分（株主総会日時の直前営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市港区弁天一丁目2番1号
アートホテル大阪ベイタワー 4階「シンフォニー」
（会場名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場でございます。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第89期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.komaihaltec.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界景気の拡大により輸出や生産が好調であり、またI o T (モノのインターネット) やA I (人工知能) 関連など企業の設備投資が堅調に推移し、各種政策の効果もあり、回復基調が続きました。しかし、世界経済においては、米国の保護主義的な通商政策や円高の進行など、先行きの不透明感が拭えない状況で推移いたしました。

橋梁・鉄骨業界におきましては、橋梁は国土交通省等の公共投資が増加したことなどにより、発注量は前連結会計年度を上回りましたが、依然熾烈な受注競争が続く状況で推移いたしました。

一方、鉄骨は2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けての施設建設など、首都圏の再開発を中心に発注量は前連結会計年度をやや上回る水準で推移いたしました。

このような環境のなか、鋭意受注活動を展開した結果、当連結会計年度の受注高は総額479億2百万円(前期比34.7%増)を確保いたしました。また、売上高は363億1千万円(同0.4%減)となりました。

損益につきましては、大型橋梁工事の追加変更獲得や設備投資効果で生産性が向上したことなどにより、営業利益15億5千8百万円(同42.3%増)、経常利益16億3千2百万円(同43.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益13億5千万円(同33.4%増)を確保いたしました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

— 橋梁事業 —

当連結会計年度の受注高は、国土交通省四国地方整備局 平成29-30年度国分川橋上部工事、和歌山県 平成29年度県債道改交金第107号-2岩出野上線(諸井橋上部)道路改良工事他の工事で197億9千4百万円(前期比86.8%増)となりました。

売上高は、国土交通省中部地方整備局 平成28年度東海環状長深5高架橋外回り鋼上部工事、佐賀県 国道444号道路改良(国道)(2A)工事(鋼橋上部工)他の工事で128億1千5百万円(同0.1%減)となり、これにより受注残高は189億5千7百万円(同58.3%増)となっております。

— 鉄骨事業 —

当連結会計年度の受注高は、(仮称) 麴町五丁目計画、大手町常盤橋地区第一種市街地再開発事業A棟新築工事他の工事で266億3百万円(前期比6.9%増)となりました。

売上高は、(仮称)芝公園一丁目ビル新築工事他の工事で226億2百万円(同0.2%減)となり、これにより受注残高は290億5千4百万円(同16.0%増)となっております。

— 不動産事業 —

当社グループは、大阪市西淀川区にある大阪事業所の未利用地部分等について賃貸による不動産事業を行っており、当連結会計年度における不動産事業の売上高は4億3千万円(前期比2.2%増)となっております。

— その他 —

当社グループは、その他の事業として風力発電等による環境事業、インフラを中心とした海外事業および印刷事業等を行っており、当連結会計年度における受注の主なものは、西部パングラ橋梁他で15億4百万円(前期比1,672.6%増)となりました。売上高は、4億6千2百万円(同18.6%減)となり、これにより受注残高は12億4千1百万円(同2,418.4%増)となっております。

2. 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、生産設備の更新等で総額7億7千8百万円を実施いたしました。その資金はすべて自己資金で賄いました。

なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と総額50億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

3. 対処すべき課題

当社グループが属する橋梁・鉄骨業界の事業環境は、橋梁は新設橋梁の発注量が漸減傾向で推移することが見込まれており、各社が技術提案力・積算精度の向上にしのぎを削るなかで熾烈な受注競争が続くことが予測されます。これに対し、高速道路の大規模更新を始めとして数多くの更新時期を迎えた橋梁に対する老朽化対策は、将来予測される自然災害に備えての社会インフラ整備における喫緊の課題と位置付けられています。

一方、鉄骨は各種経済対策による景気の回復を背景に、企業の設備投資意欲も活発化しており、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック関連施設を含め首都圏を中心に多数の大型物件の計画が進められております。

しかしながら、過去の長期にわたる景気低迷により建設業界における労働人口は大きく減少しており、技術者・技能者の不足が深刻化するなか、労務費や資機材価格等の高騰が収益圧迫要因となるとともに、東京オリンピック・パラリンピック後の需要減を見据えた対応も求められております。

このような難しい舵取りが求められる事業環境のもと、当社グループは昨年「中期経営計画2017」3ヵ年計画を策定し、将来に向けた成長サイクルを確実に構築するための1年目として踏み出しました。

「中期経営計画2017」では、「技術と品質で社会の安全・安心と企業の更なる成長を目指す」を基本方針として、橋梁では「補修・保全への取組み強化」を重点項目とし、また、橋梁・鉄骨両事業において「生産性向上に向けた生産体制の強化」「戦略的な技術開発・実用化の推進」を掲げ、ICT（情報通信技術）を活用した安全・品質・環境に配慮した生産システムの構築を進めております。さらに「人材育成と働き方改革への取組み強化」を進めるために、次世代を見据えた施策を講じるとともに「環境・海外インフラの受注と収益の確保」にも積極的に取り組んでおります。

今年度は中期経営計画2017の2年目として、変革期における成長戦略と働き方改革に重点を置いた計画の軸足を強固なものとするべく、課題を着実に実行し、成長・効果を発揮できるように取り組んでまいります。

当社グループは、これまで多くの製品を納めてきた実績、培ってきた技術力を最大限に活かし、『高い技術力で夢のある社会づくりに貢献する』を経営理念として、関東と関西に保有する主力工場を始めとする経営資源を最大限に活用し、技術力を結集した事業運営を行っております。今後も橋梁事業・鉄骨事業・環境事業を通じて社会基盤整備の一翼を担う企業として、自覚と責任を持った経営を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
橋 梁 事 業	11,979	19,794	12,815	18,957
鉄 骨 事 業	25,053	26,603	22,602	29,054
不 動 産 事 業	—	—	430	—
そ の 他	49	1,504	462	1,241
合 計	37,081	47,902	36,310	49,253

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第86期 (平成26年度)	第87期 (平成27年度)	第88期 (平成28年度)	第89期 (平成29年度) [当連結会計年度]
受 注 高 (百万円)	37,143	40,595	35,571	47,902
売 上 高 (百万円)	41,264	36,739	36,468	36,310
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	929	2,156	1,012	1,350
1株当たり当期純利益 (円)	18.87	43.97	207.08	284.40
総 資 産 (百万円)	54,121	53,753	56,068	58,496
純 資 産 (百万円)	25,387	26,783	28,062	29,063

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数により計算しております。
2. 第86期は、前期の受注高増加に伴い操業が順調に推移し売上高が増加しております。
3. 第87期は、首都圏の大型再開発工事が順次発注されたことなどにより受注高が増加し、高収益の大型橋梁工事が売上高に計上されたことなどにより親会社株主に帰属する当期純利益が増加しております。
4. 第88期は、平成28年10月1日付で、普通株式10株につき1株の株式併合を行っております。当該株式併合については、第88期の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第89期の状況につきましては、前記I.1.「事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東北鉄骨橋梁株式会社	450 <small>百万円</small>	100 %	橋梁・鉄骨その他鋼構造物の設計・製作および建設業
株式会社プロバンス	80	100	鉄骨その他鋼構造物の設計・製作および建設業 建築工事の企画・設計・施工・監理 およびコンサルティング業務
株式会社シップス	270	100	印刷・複写業務、OA事務機・文具・事務用品・オフィス家具の販売 およびコンサルティング業務、不動産賃貸業

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

橋梁・鉄骨・鉄塔その他鋼構造物の設計・製作および現場組立・架設・補修が主な事業であり、これ以外に建設機械・運搬機械等各種機械の設計・製造・据付・販売、風力発電機等による売電事業、不動産賃貸業等を行っております。

8. 主要な営業所および工場

本店 大阪市西区立売堀四丁目2番21号

本社 東京都台東区上野一丁目19番10号

営業所 札幌・東北（仙台市）・名古屋・和歌山（日高郡由良町）

中国（広島市）・九州（福岡市）

工場 富津（千葉県富津市）
和歌山（日高郡由良町）

大阪事業所（大阪市）

テクニカルセンター（千葉県松戸市）

9. 従業員の状況

従業員数	対前期末比増減
552 <small>名</small>	8 <small>名</small>

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	600 <small>百万円</small>
株式会社りそな銀行	500
三井住友信託銀行株式会社	620
日本生命保険相互会社	200

(注) 当連結会計年度末日の借入額を記載しております。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 9,952,500株
2. 発行済株式の総数 4,972,709株 (自己株式を含む)
3. 株主数 5,055名 (前期末比570名減)
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	265,700 <small>株</small>	5.6 %
株式会社三井住友銀行	216,955	4.6
エムエム建材株式会社	194,257	4.1
日本生命保険相互会社	172,527	3.7
JFEスチール株式会社	171,831	3.7
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	164,500	3.5
JFE商事鉄鋼建材株式会社	140,000	3.0
株式会社りそな銀行	134,300	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	134,100	2.9
新日鐵住金株式会社	108,499	2.3

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(261,187株)を控除して計算しております。
2. 上記のほか当社所有の自己株式261,187株があります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 進	一般社団法人鉄骨建設業協会 会長
常務取締役	松 本 淳 司	兼 常務執行役員 工事本部長、中央安全衛生委員会委員長
常務取締役	中 村 貴 任	兼 常務執行役員 管理本部長 兼 財務部長 関係会社担当
取 締 役	東 隆 行	兼 執行役員 製造本部長
取 締 役	川 本 俊 彦	兼 執行役員 鉄構営業本部長
取 締 役	奥 原 光	兼 執行役員 橋梁営業本部長
取 締 役	渡 邊 英 一	非常勤 国立大学法人京都大学 名誉教授 一般財団法人大阪地域計画研究所 理事長
常任監査役	鬼 澤 洋	常 勤
監 査 役	大 森 元	常 勤
監 査 役	吉 松 均	非常勤 三井住友カード株式会社 顧問
監 査 役	清 水 一 朗	非常勤 アロマ スクエア株式会社 代表取締役社長 大宮ソニックシティ株式会社 代表取締役社長 SMK株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち渡邊英一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち吉松均、清水一朗の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役渡邊英一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役吉松均氏は、銀行の専務取締役などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役清水一朗氏は、生命保険会社の執行役員などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、執行役員制度を採用しており、平成30年3月31日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
副社長執行役員	竹 内 義 人	
執行役員	駒 井 恵 美	インフラ開発本部長
執行役員	富 本 信	技術本部長、技術委員会委員長
執行役員	平 見 勝 洋	ICT推進室担当 兼 ICT推進室長 ICT推進委員会委員長、電算システム委員会委員長
執行役員	藤 枝 伸 明	コンプライアンス室担当 兼 コンプライアンス室長、環境品質管理室担当、環境品質委員会委員長、内部監査委員会委員長
執行役員	坂 本 孝 司	製造本部副本部長 兼 富津工場長

7. 平成30年4月1日付の機構改革に伴う取締役の担当の一部変更により、次のとおりとなりました。

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 進	一般社団法人鉄骨建設業協会 会長
常務取締役	松 本 淳 司	兼 常務執行役員 工事本部長、中央安全衛生委員会委員長
常務取締役	中 村 貴 任	兼 常務執行役員 管理本部長、関係会社担当
取 締 役	東 隆 行	兼 執行役員 製造本部長
取 締 役	川 本 俊 彦	兼 執行役員 鉄構営業本部長
取 締 役	奥 原 光	兼 執行役員 橋梁営業本部長
取 締 役	渡 邊 英 一	非常勤 国立大学法人京都大学 名誉教授 一般財団法人大阪地域計画研究所 理事長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年6月26日開催の第86回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役との責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役渡邊英一氏、社外監査役吉松均氏および清水一朗氏と締結した責任限定契約の内容は次のとおりであります。

取締役および監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令に規定する額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7名 75百万円（うち社外取締役 1名 4百万円）

監査役 4名 40百万円（うち社外監査役 2名 10百万円）

(注) 上記の他、使用人兼務取締役の使用人部分の報酬等の総額は、3名で36百万円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 渡邊英一

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況および当該兼職先との関係
国立大学法人京都大学名誉教授ならびに一般財団法人大阪地域計画研究所の理事長であります。なお、当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況および当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会全11回すべてに出席し、土木工学に関する深い知識と経験に基づいた助言・提言等を行っております。
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。

(2) 監査役 吉松 均

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況および当該兼職先との関係
三井住友カード株式会社の顧問であります。なお、当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況および当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会全11回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。当事業年度開催の監査役会には全6回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

会計監査人との間では、四半期ごとに定期的にディスカッションを行い、監査計画およびその進捗状況の説明や、四半期レビュー・監査結果の報告を受けるとともに監査方針等に関する意見交換を行っております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会にはオブザーバーとして出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。

この他、当社代表取締役と監査役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(3) 監査役 清水一朗

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況および当該兼職先との関係
アロマ スクエア株式会社代表取締役社長および大宮ソニックシティ株式会社代表取締役社長であります。なお、当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況および当該兼職先との関係
SMK株式会社社外監査役であります。なお、当該法人との関係はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会全11回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。当事業年度開催の監査役会には全6回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
会計監査人との間では、四半期ごとに定期的にディスカッションを行い、監査計画およびその進捗状況の説明や、四半期レビュー・監査結果の報告を受けるとともに監査方針等に関する意見交換を行っております。
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会にはオブザーバーとして出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。
この他、当社代表取締役と監査役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき報酬等の額	37百万円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性および効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要性があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 総務部門および財務部門は、全社に共通する重要な規程・記録類を整備して、それぞれ適切に管理・運用いたします。
- ② 各部門においては、部署ごとに業務標準を整備し、それぞれが管理すべき文書・記録類を明確にして、規定された手順に従って作成・保管いたします。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険を管理するために、全社規定として「リスク管理実施基準」を定め、以下の事項を実施する体制を確立いたします。
 - a 損失の危険発生を予防するための措置を講じること
 - b 危機的状況に陥った場合は、危険の拡大・深刻化を防ぐこと
 - c 危険発生による被害を最小限に食い止めること
 - d 危機的状況を正常な状態に戻すこと
 - e 既に発生した危機的状況を繰り返すことがないよう、再発防止策を講ずること
 - f その他、リスク管理を実施することが望ましいと判断する事項
- ② 日常的に密接に意見・情報を交換することにより危険の予兆の早期発見に努め、損失の危険が顕在化してきた場合には関係部署が総務部・コンプライアンス室等と連携して、① b～eに記載した目的の達成を図ります。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 部門ごとの職務執行責任を明確にし、効率的に運営するために執行役員制度を導入しております。
- ② 重要案件の決議、各部門および各種委員会の運営状況・実施状況などの報告・確認は取締役会、経営会議で行うものとし、取締役および監査役に加えて執行役員も出席して意思決定の透明性を高めるとともに、情報の共有化を図ります。
- ③ 中長期的な展望に立って経営計画を策定し、年度ごとに実施する事項および達成すべき目標を明確にすることにより、職務の執行が効率的に行われることを確保いたします。

- ④ 年度ごとに会社が到達すべき目標を定めて、それを各部門・部署に展開、ブレークダウンし、四半期ごとに目標達成度を診断することにより短期的な効率性を確保いたします。
- ⑤ 手順書がなければ職務の執行が効率的に行われない可能性がある業務については、部門ごとに必要な手順書類を整備いたします。
- ⑥ 経営全般に関わる経営資源、財務状況、受注の確保、製品品質、施工の安全などに関する事項を経営トップが年度ごとに診断し、見直しを図ることにより、経営システムの有効性および職務執行効率性のスパイラルアップを図ります。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス室を設置し、専従者を配置いたします。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、各部門の執行責任者を委員に任命することにより、全体的な調整を行うとともに牽制作用を有効に機能させます。
- ③ 部署ごとに業務に関連する法令などを明確にし、一覧表を作成させます。
- ④ あらかじめ定められた間隔で、全部署を対象に内部業務監査を実施いたします。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除するとともに、有事の際は警察・弁護士などの外部機関と緊密に連携し、迅速かつ組織的に対処いたします。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社において確立した内部統制システムを指導・教育し、普及を図ります。
- ② 半期ごとに関係会社会議を開催して、業務の透明性および密接な連携性を確保いたします。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、法令などに従い、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図ります。また、それを評価するために内部監査委員会を設置いたします。
- ④ 会計事務のIT化を進め、システムを統一化することで財務会計の透明性を確保いたします。
- ⑤ 子会社を担当する事業部門を明確にし、当該部門が企業統治に関する責任を負います。
- ⑥ 子会社の取締役として、当社の担当事業部門の執行責任者が兼務することにより、業務の連携性を確保いたします。

- ⑦ 子会社の監査役として、当社監査役が兼任することにより、監査の一貫性を確保し透明性を高めます。
- ⑧ 当社の会計監査人に連結子会社の監査を委託することにより、会計監査の一貫性、透明性を確保いたします。
- ⑨ 子会社の代表に財務諸表が適正に作成されたことを確認させ、確認書を提出させます。
- ⑩ 社内通報制度により、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備することで業務の適正を確保いたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会からの求めがあった場合、1名または若干名の監査役補助員を配置いたします。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役補助員の選任および異動は監査役会の承認を受けるものといたします。
- ② 監査役補助員の人事考課および労務管理は常任監査役が行うものといたします。
- ③ 監査役補助員の監査における、調査および文書閲覧の権限は監査役に準ずるものといたします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議、関係会社会議およびコンプライアンス委員会等に出席し、重要案件の決議、各部門および各種委員会の運営状況・実施状況などの報告を受け、確認を行います。
- ② 取締役および使用人が当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知り得た場合は、監査役に都度報告いたします。
- ③ 監査役は、コンプライアンス室が実施した内部業務監査などの実施状況およびその結果、ならびに社内通報の内容およびその対策などについて、報告を受け、確認を行います。

- ④ 監査役は、半期ごとに代表取締役と監査役会との意見交換会を開催して、経営方針の蓋然的説明を受け、それに対する監査役の意見を経営に反映させます。
- ⑤ 監査役に文書で報告すべき事項の詳細は、監査役と協議の上決定いたします。
- ⑥ 監査役が閲覧を求める文書・記録類は保管部署が閲覧に協力し、正当な理由なく拒否してはならないものといたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が求めた場合、コンプライアンス室は監査役と協議の上必要な監査を実施いたします。
- ② 監査役が求めた場合、環境品質管理部署は内部品質環境監査で得られた情報および製品の不具合に関する情報を、安全管理部署は発生した事故の情報を提供するものといたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス・リスク管理

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、対象期間において実施した内部統制監査・コンプライアンス研修等諸施策の効果確認を行うとともに、さらなる改善に向けた対策等の検討を行っております。

また、コンプライアンス室を中心に、「リスク管理実施基準」「事業継続計画（BCP）」「社内通報制度」等リスク回避に向けた社内制度の有効性の確認を行っております。

(2) 企業集団の内部統制

当社役員および子会社代表者をメンバーとする関係会社会議を定期的開催し、業務執行状況および営業成績・財務状況等の重要情報の報告を受けるとともに、情報の共有を図り、業務の透明性および密接な連携性の確保に努めております。また、子会社に対する監査等を通じた監督・指導により、当社グループ全体として業務の適正を確保しております。

(3) 監査役の職務の実効性確保

監査役が取締役会および経営会議等に出席することにより、取締役および使用人等から必要な情報を得るほか、内部統制部門が監査役と適宜会合を持ち、必要な報告を行っております。

-
- (注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。
1. 金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨てております。
 2. 比率については小数点第二位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,171	流 動 負 債	18,628
現金 預 金	11,390	支払手形・工事未払金	9,106
受取手形・完成工事未収入金	19,825	短 期 借 入 金	3,947
電 子 記 録 債 権	2,749	1年内償還予定の社債	2,150
未 成 工 事 支 出 金 等	1,081	未 払 法 人 税 等	319
繰 延 税 金 資 産	328	未 成 工 事 受 入 金	1,190
未 収 入 金	512	賞 与 引 当 金	431
そ の 他	294	工 事 損 失 引 当 金	328
貸 倒 引 当 金	△9	そ の 他	1,154
固 定 資 産	22,324	固 定 負 債	10,804
有 形 固 定 資 産	16,520	社 債	4,800
建 物 ・ 構 築 物	4,504	長 期 借 入 金	1,097
機 械 装 置 ・ 運 搬 具	835	繰 延 税 金 負 債	2,239
土 地	10,468	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,416
そ の 他	711	そ の 他	251
無 形 固 定 資 産	93	負 債 合 計	29,433
投 資 そ の 他 の 資 産	5,709	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	5,449	株 主 資 本	27,159
長 期 貸 付 金	92	資 本 金	6,619
繰 延 税 金 資 産	19	資 本 剰 余 金	8,233
そ の 他	241	利 益 剰 余 金	12,938
貸 倒 引 当 金	△92	自 己 株 式	△632
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,903
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,227
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△9
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△314
		純 資 産 合 計	29,063
資 産 合 計	58,496	負 債 純 資 産 合 計	58,496

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		36,310
完 成 工 事 原 価		31,879
完 成 工 事 総 利 益		4,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,872
営 業 利 益		1,558
営 業 外 収 益		271
受 取 利 息 及 び 配 当 金	126	
そ の 他	144	
営 業 外 費 用		197
支 払 利 息	84	
社 債 発 行 費	39	
そ の 他	73	
経 常 利 益		1,632
特 別 利 益		148
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	148	
特 別 損 失		161
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	20	
減 損 損 失	140	
そ の 他	0	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	325	
法 人 税 等 調 整 額	△55	269
当 期 純 利 益		1,350
親会社株主に帰属する当期純利益		1,350

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,619	8,233	11,851	△220	26,485
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△263		△263
親会社株主に帰属する当期純利益			1,350		1,350
自己株式の取得				△412	△412
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,086	△412	674
当 期 末 残 高	6,619	8,233	12,938	△632	27,159

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,920	-	△343	1,576	28,062
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△263
親会社株主に帰属する当期純利益					1,350
自己株式の取得					△412
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	307	△9	28	326	326
当 期 変 動 額 合 計	307	△9	28	326	1,001
当 期 末 残 高	2,227	△9	△314	1,903	29,063

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社は東北鉄骨橋梁株式会社、株式会社プロバンス、株式会社シップスの3社であります。

(2) 主要な非連結子会社

主要な非連結子会社は上海駒建鋼結構技術有限公司であります。非連結子会社1社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社および関連会社1社（上海駒建鋼結構技術有限公司他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

未成工事支出金……個別法による原価法

材 料 ・ 貯 蔵 品 ……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 建物（リース資産を除く）……定額法

② 建物以外の有形固定資産（リース資産を除く）……主として定率法

なお、平成28年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用しております。

③ 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……従業員の賞与金支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。
- ③ 工事損失引当金……当連結会計年度末の手持ち工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点での当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、連結会計年度末日後の損失見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しております。

(5) 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引につきましては、振当処理を採用しております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建て金銭債務

金利関連

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金利息

③ ヘッジ方針

当社グループは、外貨建て金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜き方式によるおります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,869百万円
2. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建 物	2,800百万円 (うち仮登記2,671百万円)
土 地	8,902百万円 (うち仮登記8,586百万円)
投資有価証券	4,144百万円
計	15,847百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	2,776百万円
(うち長期借入金より振替分)	1,296百万円)
長期借入金	229百万円
計	3,006百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループでは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	名称	場所	種類
賃貸等不動産	社宅	宮城県岩沼市	土地および建物
賃貸等不動産	社宅	千葉県松戸市	土地および建物

減損損失を把握するにあたっては、製品別を基礎として橋梁製品製造用資産、鉄骨製品製造用資産、賃貸等不動産および共用資産にグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件を単位としてグルーピングを行っております。これらの資産グループのうち賃貸等不動産である社宅の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(140百万円)として計上しております。またその内訳は、土地96百万円および建物43百万円であります。なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価格により測定しており、不動産鑑定書等を勘案して算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,972,709	—	—	4,972,709

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	122	25.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	141	30.00	平成29年9月30日	平成29年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	141	30.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方法

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金および電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に営業債権を対象とした一括ファクタリング・債務引受型決済サービスであります。一括ファクタリングはファクタリング会社の信用リスクに、債務引受型決済サービスは顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式および債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、全て1年以内の支払期日であります。このうち一部は、外貨建てのものであり為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約）を利用してヘッジしております。また、借入金のうち、短期借入金および社債は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権および営業債務を対象とした一括ファクタリング・債務引受型決済サービスについて、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避し債務の固定化を図るために、為替予約をヘッジ手段として利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券については、株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注) 2参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	11,390	11,390	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	19,825	19,825	—
(3) 電子記録債権	2,749	2,749	—
(4) 未収入金	512	512	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	5,169	5,169	—
資産計	39,647	39,647	—
(1) 支払手形・工事未払金	9,106	9,106	—
(2) 短期借入金	3,947	3,947	—
(3) 1年内償還予定の社債	2,150	2,150	—
(4) 社債	4,800	4,782	△17
(5) 長期借入金	1,097	1,084	△12
負債計	21,101	21,071	△29
デリバティブ取引	△13	△13	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資 産

- (1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金、(3) 電子記録債権、ならびに (4) 未収入金
これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額
によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,547	4,688	3,141
	債券	100	100	0
	その他	—	—	—
	小計	1,648	4,789	3,141
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	188	180	△7
	債券	201	200	△0
	その他	—	—	—
	小計	389	380	△8
合計		2,037	5,169	3,132

負債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 短期借入金、ならびに(3) 1年内償還予定の社債

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

重要性が乏しいため記載を省略しております。

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等	契約金額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	175	25	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- (注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	278

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

- (注) 3 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	11,390	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金	19,825	—	—	—
電子記録債権	2,749	—	—	—
未収入金	512	—	—	—
合計	34,477	—	—	—

- (注) 4 社債および長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後の償還および返済予定額 (単位：百万円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	2,100	1,450	950	300
長期借入金	555	323	142	76
合計	2,655	1,773	1,092	376

賃貸等不動産に関する注記

当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的とした土地等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は298百万円（賃貸収益は完成工事高に、賃貸費用は完成工事原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,536	△214	1,322	6,884

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

当連結会計年度の増減のうち、主な減少は賃貸等不動産から事業用資産へ振替えたことおよび減損損失によるものであります。

3 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,168円 53銭
2. 1株当たり当期純利益	284円 40銭

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	34,304	流 動 負 債	17,081
現金及び預金	11,127	支払手形	2,789
受取手形	211	工事未払金	5,592
電子記録債権	2,584	短期借入金	1,480
完成工事未収入金	18,344	1年内返済予定の長期借入金	1,850
未成工事支出金	431	1年内償還予定の社債	2,150
材料・貯蔵品	580	リース債務	6
関係会社短期貸付	206	未払金	282
前払費用	68	未払消費税	139
繰延税金資産	310	未払法人税等	287
未収入金	503	未払費用	310
その他	66	未成工事受入金	1,112
貸倒引当金	△129	預り金	76
固 定 資 産	22,099	賞与引当金	416
有形固定資産	15,586	工事損失引当金	319
建物	3,656	設備関係支払手形	30
構築物	474	その他	237
機械装置	682	固 定 負 債	10,809
車両運搬具	40	社債	4,800
工具器具及び備品	179	長期借入金	815
土地	10,052	リース債務	13
リース資産	13	繰延税金負債	2,812
建設仮勘定	486	退職給付引当金	2,027
無形固定資産	81	債務保証損失引当金	136
ソフトウェア	51	その他	203
その他	30	負 債 合 計	27,891
投資その他の資産	6,430	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,396	株 主 資 本	26,302
関係会社株式	528	資本金	6,619
関係会社出資金	20	資本剰余金	8,233
長期貸付金	6	資本準備金	6,273
関係会社長期貸付金	248	その他資本剰余金	1,959
長期差入保証金	196	利 益 剰 余 金	12,081
その他	42	利益準備金	761
貸倒引当金	△8	その他利益剰余金	11,319
		固定資産圧縮積立金	4,421
		東京湾横断道路株式会社控除積立金	0
		別途積立金	2,834
		繰越利益剰余金	4,063
		自 己 株 式	△632
		評価・換算差額等	2,210
		その他有価証券評価差額金	2,220
		繰延ヘッジ損益	△9
資 産 合 計	56,404	純 資 産 合 計	28,512
		負 債 純 資 産 合 計	56,404

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
完 成 工 事 高		33,580
完 成 工 事 原 価		29,459
完 成 工 事 総 利 益		4,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,642
営 業 利 益		1,478
営 業 外 収 益		268
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	124	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	4	
受 取 家 賃	43	
材 料 屑 売 却 益	33	
そ の 他	53	
営 業 外 費 用		183
支 払 利 息	73	
社 債 発 行 費	39	
支 払 手 数 料	69	
そ の 他	0	
経 常 利 益		1,562
特 別 利 益		148
投 資 有 価 証 券 売 却 益	148	
特 別 損 失		333
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	20	
減 損 損 失	77	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	234	
そ の 他	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,378
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	292	
法 人 税 等 調 整 額	△135	157
当 期 純 利 益		1,220

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	6,619	6,273	1,959	8,233	761
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
積 立 金 の 取 崩					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	6,619	6,273	1,959	8,233	761

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
	固 定 資 産 圧縮積立金	東京湾横断道路 株式控除積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	4,446	0	2,834	3,081	11,124
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△263	△263
積 立 金 の 取 崩	△25			25	-
当 期 純 利 益				1,220	1,220
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△25	-	-	982	956
当 期 末 残 高	4,421	0	2,834	4,063	12,081

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△220	25,757	1,909	-	1,909	27,666
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△263				△263
積 立 金 の 取 崩		-				-
当 期 純 利 益		1,220				1,220
自 己 株 式 の 取 得	△412	△412				△412
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			311	△9	301	301
当 期 変 動 額 合 計	△412	544	311	△9	301	846
当 期 末 残 高	△632	26,302	2,220	△9	2,210	28,512

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの…事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

①未成工事支出金……………個別法による原価法

②材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 建物（リース資産を除く）……………定額法

(2) 建物以外の有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

なお、平成28年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与金支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分を計上しております。

(3) 工事損失引当金……………当事業年度末の手持ち工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点での当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、事業年度末日後の損失見積額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生時の事業年度から費用処理しております。
- (5) 債務保証損失引当金……債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引につきましては、振当処理を採用しております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建て金銭債務

金利関連

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金利

(3) ヘッジ方針

当社は、外貨建て金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	2,671百万円 (但し、仮登記)
土 地	8,586百万円 (但し、仮登記)
投資有価証券	4,144百万円
計	15,402百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,680百万円
(うち長期借入金より振替分)	1,200百万円)
長期借入金	-百万円
計	2,680百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,972百万円

3. 保証債務

保証債務残高 500百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	276百万円
短期金銭債務	265百万円
長期金銭債権	248百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	970百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	6百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	賃貸等不動産
名称	社宅
場所	宮城県岩沼市
種類	土地および建物

減損損失を把握するにあたっては、製品別を基礎として橋梁製品製造用資産、鉄骨製品製造用資産、賃貸等不動産および共用資産にグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件を単位としてグルーピングを行っております。これらの資産グループのうち賃貸等不動産である社宅の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(77百万円)として計上しております。またその内訳は、土地48百万円および建物29百万円であります。なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価格により測定しており、不動産鑑定書等を勘案して算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	86,408	174,779	—	261,187

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加 1,179株

取締役会決議による自己株式取得による増加 173,600株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

工事損失引当金	97	百万円
賞与引当金	127	百万円
風車部品評価差額	38	百万円
未払事業税	23	百万円
その他	84	百万円

小計 372 百万円

評価性引当額 △61 百万円

繰延税金資産（流動）の純額 310 百万円

繰延税金資産（固定）

減損損失(土地・建物)	3,274	百万円
税務上の繰越欠損金	769	百万円
退職給付引当金	620	百万円
合併固定資産時価評価差額	244	百万円
減損損失(株式)	60	百万円
会員権評価損	24	百万円
子会社株式評価損	96	百万円
その他	52	百万円

小計 5,143 百万円

評価性引当額 △4,920 百万円

小計 223 百万円

繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮積立金	△1,949	百万円
その他有価証券評価差額金	△901	百万円
合併固定資産時価評価差額	△184	百万円
その他	△0	百万円

小計 △3,035 百万円

繰延税金負債（固定）の純額 △2,812 百万円

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けておりません。

2. 退職給付債務に関する事項（平成30年3月31日現在）

百万円

イ. 退職給付債務	△3,784
ロ. 年金資産	1,451
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△2,332
ニ. 未認識数理計算上の差異	326
ホ. 未認識の過去勤務費用	△21
ヘ. 貸借対照表計上純額（ハ+ニ+ホ）	△2,027
ト. 退職給付引当金	△2,027

3. 退職給付費用に関する事項（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

百万円

イ. 勤務費用	173
ロ. 利息費用	5
ハ. 期待運用収益	△17
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	102
ホ. 過去勤務費用の処理額	△7
ヘ. 退職給付費用	256

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	0.092%
期待運用収益率	1.25%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	5年 (発生の翌事業年度から定額法で費用処理)
過去勤務費用の処理年数	5年 (発生事業年度から定額法で費用処理)

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,051円 71銭
2. 1株当たり当期純利益	257円 08銭

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社駒井ハルテック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本操司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入山友作 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駒井ハルテックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駒井ハルテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社駒井ハルテック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山本操司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 入山友作 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駒井ハルテックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採

用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月17日

株式会社駒井ハルテック 監査役会

常任監査役(常勤)	鬼澤	洋	Ⓔ
監査役(常勤)	大森	元	Ⓔ
監査役	吉松	均	Ⓔ
監査役	清水	一朗	Ⓔ

(注) 監査役吉松均及び清水一朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対し事業収益に応じた安定・継続的な配当を行うことを基本としております。第89期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、内部留保につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき30円
総額141,345,660円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役松本淳司、中村貴任、東隆行、川本俊彦、奥原光、渡邊英一の6氏が任期満了となります。

つきましては、上記取締役の内5名の重任と、新任1名、計6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	なか むら たか ひで 中 村 貴 任 (昭和35年1月11日生) (重任)	昭和58年4月 株式会社駒井鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック) 入社 平成17年8月 同社財務部長 平成20年7月 同社理事 平成21年6月 同社執行役員 関係会社担当(現任) 平成22年10月 当社執行役員 兼 財務部長 平成25年4月 当社管理本部長(現任) 平成26年6月 当社取締役 平成28年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 (現任)	1,249株
		取締役候補者とした理由 経理・財務分野に精通しており、当社における豊富な業務経験と関係会社の経営指導をするなど当社取締役に相応しい能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。	
2	あずま たか ゆき 東 隆 行 (昭和34年6月10日生) (重任)	昭和58年4月 株式会社春本鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック) 入社 平成17年4月 同社大阪工場長 平成22年6月 同社和歌山工場長 平成22年10月 当社執行役員(現任) 平成22年10月 当社富津工場長 平成25年4月 当社製造本部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	1,709株
		取締役候補者とした理由 工場の製造分野での豊富な経験に加え、当社における豊富な業務経験と関係会社の取締役としての経験を有しており、当社取締役に相応しい能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	かわもと とし ひこ 川 本 俊 彦 (昭和31年3月20日生) (重任)	昭和55年4月 株式会社駒井鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック)入社 平成18年11月 同社富津工場橋梁部長 平成22年10月 当社富津工場橋梁部長 平成24年4月 当社理事 平成25年4月 当社富津工場長 平成26年5月 当社鉄構営業本部長(現任) 平成26年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	1,152株
		取締役候補者とした理由 製造管理分野での豊富な経験に加え、当社における豊富な業務経験と関係会社の取締役としての経験を有しており、当社取締役に相応しい能力を有していると判断し、取締役候補者となりました。	
4	おく はら あきら 奥 原 光 (昭和33年6月13日生) (重任)	昭和57年4月 株式会社春本鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック)入社 平成16年6月 同社工事部大阪チームマネージャー 平成22年10月 当社総合評価対策室長 平成26年6月 当社理事 平成27年6月 当社執行役員 橋梁営業本部副本部長 平成28年6月 当社取締役兼執行役員橋梁営業本部長(現任)	944株
		取締役候補者とした理由 橋梁工事分野での豊富な経験に基づき、施工計画業務・見積業務などに長年携わっており、当社取締役に相応しい能力を有していると判断し、取締役候補者となりました。	
5	わた なべ えい いち 渡 邊 英 一 (昭和17年3月28日生) (重任)	昭和45年1月 京都大学工学部助手 昭和45年4月 同大学工学部助教授 昭和62年10月 同大学工学部教授 平成17年4月 国立大学法人京都大学名誉教授(現任) 平成17年8月 一般財団法人大阪地域計画研究所理事長(現任) 平成24年6月 当社社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 国立大学法人京都大学名誉教授 一般財団法人大阪地域計画研究所理事長	0株
		社外取締役候補者とした理由 土木工学について深い学識と経験を有し、その専門的な見識を当社経営体制の強化に活かしていただくことに加え、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化などコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	てら ざわ ゆたか 寺 澤 豊 (昭和23年1月2日生) (新任)	昭和49年9月 監査法人太田哲三事務所（現 新日本有限責任監査法人）入 所 平成8年6月 太田昭和監査法人（現 新日 本有限責任監査法人）代表 社員 平成23年10月 寺澤豊公認会計士事務所 代 表（現任） 平成24年12月 社会福祉法人城南福祉会 監 事（現任） 〔重要な兼職の状況〕 寺澤豊公認会計士事務所 代表 社会福祉法人城南福祉会 監事 社外取締役候補者とした理由 長年大手監査法人に勤務し、公認会計士として財務会計に関 する豊富な知識と経験を有しております。また、公認会計士 としての経験に加え、監査法人の代表社員として経営にも携 わっており、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化 などコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断 し、社外取締役候補者といたしました。上記の理由により、 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしま した。	0株

- (注)
1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 渡邊英一、寺澤豊の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者渡邊英一氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
 4. 当社は、渡邊英一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。また、寺澤豊氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出をおこなう予定であります。
 5. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその責務を十分に果たすことができるように、当社定款において、取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めており、現在渡邊英一氏と責任限定契約を締結しております。渡邊英一氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、寺澤豊氏が原案どおり選任された場合には、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鬼澤洋、大森元の両氏が任期満了となります。つきましては、上記監査役の内1名の重任と、新任1名、計2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おお もり はじめ 大 森 元 (昭和35年5月7日生) (重任)	昭和58年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 平成20年4月 同行上大岡法人営業部長 平成23年4月 同行浅草法人営業部長 平成26年5月 当社管理本部部长 平成26年6月 当社監査役(現任)	188株
		監査役候補者とした理由 金融機関における長年の豊富な経験に加え、当社における監査役としての経験を有しており、当社監査役に相応しい能力を有していると判断し、監査役候補者といたしました。	
2	ふじ えだ のぶ あき 藤 枝 伸 明 (昭和33年7月12日生) (新任)	昭和58年4月 株式会社駒井鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック)入社 平成20年6月 同社総務部長 平成21年7月 同社理事 平成22年10月 当社理事 総務部長 平成28年4月 当社コンプライアンス室長(現任) 平成28年6月 当社執行役員(現任) コンプライアンス室、環境品質管理室担当(現任)	1,188株
		監査役候補者とした理由 総務分野での豊富な経験に加え、当社のコンプライアンス担当の業務経験を有しており、当社監査役に相応しい能力を有していると判断し、監査役候補者といたしました。	

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成14年6月27日開催の第73回定時株主総会において、月額150万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢および経営環境の変化その他諸般の事情を勘案し、また、当社の企業価値の向上および株主の皆様との価値共有をより一層促進することを目的として取締役の報酬体系を見直したく存じます。つきましては、当社の取締役の報酬額を月額から年額に改め、年額240万円以内（うち社外取締役分は年額240万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、かかる取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の当社の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと当社の取締役の員数は引き続き7名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成14年6月27日開催の当社第73回定時株主総会において、月額150万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認をいただいておりますが、第4号議案において、その改定につきご承認をお願いしております。

当社は、かかる改定に加えて、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第4号議案による改定後の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額500万円以内として新たに設定いたしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと当社の取締役の員数は引き続き7名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける当社の取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を41,000株とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、これを合理的な範囲で調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける当社の取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役は、その割当てを受けた日より3年間以上の期間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、会長、相談役、顧問および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、会長、相談役、顧問または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、会長、相談役、顧問および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的な範囲で調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第65回定時株主総会において、月額450万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、これまでの支給実績、他社水準および監査役の員数等その他諸般の事情を勘案し、当社の監査役の報酬額を月額から年額に改め、年額72百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の当社の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと当社の監査役の員数は引き続き4名（うち社外監査役2名）となります。

以 上

第89回定時株主総会会場ご案内図



会場：大阪市港区弁天一丁目2番1号
アートホテル大阪ベイタワー
4階「シンフォニー」
(JR環状線・地下鉄中央線弁天町駅下車)